



2022年5月20日

各 位

会 社 名 日立造船株式会社
代表者名 取締役社長兼 CEO 三野 禎男
(コード：7004、東証プライム)
問合せ先 経営企画部長 宮崎 寛
TEL 06-6569-0005

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年6月22日開催予定の第125回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなります。本制度は全ての上場会社に強制適用されるものであり、これに対応するため、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の規定を新設するものであります(変更案第15条第1項)。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするための規定を新設するものであります(変更案第15条第2項)。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示)の規定は不要となるため、これを削除するものです。
- (4) 上記の新設および削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日：2022年6月22日(予定)
定款変更の効力発生日：2022年9月1日(予定)

以上

【別紙】

現行定款抜粋・変更案対照表

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款抜粋	変更案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第 15 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示)</p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で株主が提供を受けることができる状態に置く措置をとることにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p style="text-align: center;"><削除></p> <p>第 15 条 (電子提供措置等)</p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>(附則)</p> <p><u>1. 現行定款第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示) の削除及び変更案第15条 (電子提供措置等) の新設は、2022年9月1日 (以下「施行日」という) から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示) はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>